

令和3年9月29日

（ 保育園
認定こども園
地域型保育事業 ） ご利用の保護者の皆様へ

千葉市こども未来局
こども未来部幼保運営課長

緊急事態宣言の解除に伴う登園自粛要請期間の終了等について

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現下の保育園・認定こども園等については、「保育園・認定こども園等における登園自粛の要請について」（令和3年8月20日付 当職通知）において、保護者の皆様に対し、可能な範囲での登園自粛を要請しているところです。

このような中、政府は、新規感染者数の減少や医療への負荷の軽減状況などを踏まえ、令和3年9月30日をもって、緊急事態宣言の解除を決定いたしました。

また、本市の保育園・認定こども園においても、9月第2週以降は、在籍児童や職員の新型コロナウイルス感染症の陽性が確認される事例が大幅に減少してきたところです。

これらを踏まえ、保育園・認定こども園等の運営については、下記のとおりといたしますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 登園自粛要請期間の終了等について

登園自粛の要請 令和3年 9月30日（木）まで
※ 緊急事態宣言の終期までとします。

通常保育の再開 令和3年10月 1日（金）から
※ 感染拡大防止対策を徹底した上で、通常保育を実施します。

2 保育園・認定こども園等の利用について

- ・ 通常保育は再開いたしますが、保育園・認定こども園等の施設の性質上、3密状態の解消などは困難であることをご理解の上、ご利用ください。
- ・ 登園前の検温によりお子さんの健康状態を確実に把握いただくとともに、お子さんやご家族に発熱等の新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合は、保育園・認定こども園等の利用を控えていただくなど、感染拡大防止にご協力ください。

（裏面あり）

3 保育料の減額について【3歳未満のお子さんのみ】

- ・ 登園自粛による保育料の日割り計算は、登園自粛要請期間のみを対象に行うものとし、通常保育の再開以降は、保育料の日割り計算は行いません。 通常保育の再開以降、自主的に登園を自粛した場合は、日割り計算は行いませんのでご注意ください。
 - ※ 但し、お子さんが陽性又は濃厚接触者に特定された場合等については、従来どおり、保育料等の日割り計算を行います。
- ・ なお、今般の登園自粛の要請期間における日割り計算による差額分の返金スケジュール等については、別途お知らせいたします。
 - ※ 登園自粛要請以前の8月中に臨時休園等があった場合は、登園自粛要請期間の登園自粛日数と合算して日割り計算を行います。
 - ※ 事務の効率化及び通知発送費用等の経費削減のため、8月及び9月の2か月間分の保育料等について、まとめて変更手続きを行い、返金する予定です。

4 副食費の減額について【3歳以上のお子さんのみ】

- ・ 保育料の減額同様、通常保育の再開以降は、副食費の減額は行いません。
 - ※ 但し、お子さんが陽性又は濃厚接触者に特定された場合等については、従来どおり、キャンセルできる食数分は減額するなど、可能な範囲で保護者の方へご返金するよう、園に依頼しています。
- ・ なお、今般の登園自粛の要請期間における、副食費の減額分の返金スケジュール等については、必要に応じて、在籍園にご確認ください。

5 その他

- ・ お子さんや同居家族がPCR検査や抗原検査を受検する場合（受検結果含む）や、濃厚接触者に特定された場合は、速やかに在籍園にご連絡ください。

【問い合わせ】

幼保運営課 043-245-5726